

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第22号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和45年静岡県規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例第5条の規則で定める土地の区域等)</p> <p>第5条の2 条例第5条の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域の存する街区（道路、河川又はこれらに類するものに囲まれた土地の区域をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 条例第5条の規則で定める住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅の<u>建ぺい率</u>は、50パーセント以下であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 条例第5条の規則で定める建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の<u>建ぺい率</u>は、50パーセント以下であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(条例第5条の規則で定める土地の区域等)</p> <p>第5条の2 条例第5条の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（<u>知事が別に定めるものを除く。</u>）の存する街区（道路、河川又はこれらに類するものに囲まれた土地の区域をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 条例第5条の規則で定める住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅の<u>建蔽率</u>は、50パーセント以下であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 条例第5条の規則で定める建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の<u>建蔽率</u>は、50パーセント以下であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。